

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条 (略)

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇五十七 (略)

五十八 設備規則第四十五条の三の四第三項においてその無線

設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術

基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

第一条 (略)

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇五十七 (略)

五十八 設備規則第四十五条の三の四第三項においてその無線

設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術

基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

電力又は帯域外漏えい電	隣接チャネル漏えい電力及び送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雜音	総合周波数特性	搬送波電力	搬送波電力	比吸収率	空中線電力	占有周波数帯幅	周波数	置送信装	一装置	二試験項目	三測定器等	
										スプリアス発射又はスプリアス発射の強度	周波数計又はスペクトル分析器			
機又はスペクトル分析用受信器	低周波発振器電力測定用受信器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率計	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器歪率計	変調度	低周波発振器直線検波器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器スペクトル分析器	ペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								OI	OI	OI	OI	備設線無の号七十五第項一第剤二第	備設線無の号八十五第項一第剤二第	四特定無線設備の種別
								OI	OI	OI	OI	備設線無の号八十五第項一第剤二第	備設線無の号八十五第項一第剤二第	四特定無線設備の種別

電力又は帯域外漏えい電	隣接チャネル漏えい電力及び送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雜音	総合周波数特性	搬送波電力	搬送波電力	比吸収率	空中線電力	占有周波数帯幅	周波数	置送信装	一装置	二試験項目	三測定器等	
										スプリアス発射又はスプリアス発射の強度	周波数計又はスペクトル分析器			
機又はスペクトル分析用受信器	低周波発振器電力測定用受信器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率計	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器歪率計	変調度	低周波発振器直線検波器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器スペクトル分析器	ペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								OI	OI	OI	OI	備設線無の号七十五第項一第剤二第	備設線無の号八十五第項一第剤二第	四特定無線設備の種別
								OI	OI	OI	OI	備設線無の号八十五第項一第剤二第	備設線無の号八十五第項一第剤二第	四特定無線設備の種別

搬送波を送信してい ないときの電力	低周波発振器電力測定用受信 機又はスペクトル分析器	(答)	
送信速度	低周波発振器オシロスコープ	(答)	
副次的に発する電波等 の限度	電界強度測定器又はスペクト ル分析器	(答)	○
感度	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	○
通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レ ベル計	(答)	
減衰量	標準信号発生器周波数計レ ベル計	(答)	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	
隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(答)	
感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	(答)	
相互変調特性	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器歪率計	(答)	
ディエンファシ斯特 性	低周波発振器直線検波器	(答)	
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率計	(答)	

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3
4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU

搬送波を送信してい ないときの電力	低周波発振器電力測定用受信 機又はスペクトル分析器	(答)	
送信速度	低周波発振器オシロスコープ	(答)	○
副次的に発する電波等 の限度	電界強度測定器又はスペクト ル分析器	(答)	
感度	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	
通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レ ベル計	(答)	
減衰量	標準信号発生器周波数計レ ベル計	(答)	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	
隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(答)	
感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	(答)	
相互変調特性	標準信号発生器レベル計又 は歪率計	(答)	
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器歪率計	(答)	
ディエンファシ斯特 性	低周波発振器直線検波器	(答)	
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率計	(答)	

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3
4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU

附 則

この省令は、公布の日から施行する。